

# 秋田県公報

## 目 次

職員等の退職手当に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(四八・人事課)……………	5
秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(四九・財政課)……………	15
市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(五〇・市町村課)……………	16
秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(五一・長寿社会課)……………	16
秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例(五二・障害福祉課)……………	17
秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例(五三・健康推進課)……………	18
秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例(五四・男女共同参画課)……………	19
秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例(五五・環境整備課)……………	19
秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金条例(五六・秋田スギ振興課)……………	20
企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(五七・公営企業課)……………	21
秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(五八・建築住宅課)……………	22
秋田県証紙条例の一部を改正する条例(五九・会計管財課)……………	23
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(六〇・教育庁総務課)……………	23

### この号で公布された条例のあらまし

◇職員等の退職手当に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四八号)

1 職員等の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八〇号)の一部改正(第一条による改正)

(一) 「懲戒免職処分」及び「退職手当管理機関」の用語の意義を定めることとした。(第一条関係)

(二) 懲戒免職処分を受けて退職をした者等に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任等を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分(以下「支給制限処分」という。)を行うことができることとした。(第一二条関係)

(三) 退職をした者について、在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったときは、当該退職をした者等に対し、退職手当の支払を差し止める処分を行うことができることとした。(第一三条関係)

(四) 退職をした者等にまだ退職手当が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられた等の一定の要件(以下「一定の要件」という。)に該当するときは、当該退職をした者等に対し、支給制限処分を行うことができることとした。(第一四条関係)

(五) 退職をした者に退職手当が支払われた後において、当該退職をした者が一定の要件に該当するときは、当該退職をした者に対し当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分(以下「返納命令処分」という。)を行うことができることとした。(第一五条関係)

(六) 死亡による退職をした者の遺族等に退職手当が支払われた後において、当該退職をした者について在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められたときは、当該遺族等に対し、当該退職の日から一年以内に限り、返納命令処分を行うことができることとした。(第一六条関係)

(七) 退職をした者等に退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた者(以下「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に(五)又は(六)の処分を受けることなく死亡した場合において、退職手当の受給者の相続人等に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした

者について在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が到達した日から六月以内に限り、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分(以下「納付命令処分」という。)を行うことができる等とした。(第一七条関係)

(八) 退職をした者等に対し、支給制限処分(在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合に限り)、返納命令処分又は納付命令処分を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならないこととした。(第一八条関係)

(九) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三三三号)の一部改正(第二条による改正)

知事等の退職手当に関し所要の規定の整備を行うこととした。(第一〇条関係)

3 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

(1) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四八年秋田県条例第九号)

(2) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四八年秋田県条例第五八号)

(3) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成一八年秋田県条例第六号)

◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四九号)

1 齒科技工士試験合格証明書を齒科技工士国家試験合格証明書に改めることとした。(第八条関係)

2 二級建築士又は木造建築士の免許の申請に係る手数料の額を一九、二〇〇円(現行一八、〇〇〇円)に改定することとした。(第二五条関係)

3 施行期日

この条例は、平成二十二年一月一日から施行することとした。ただし、1は同年九月一日から施行することとした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五〇号)

1 引用する高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三十三条第一項の規定による変更の規定に係る用語を改めることとした。(別表第二二関係)

2 施行期日

この条例は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十八号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五一号)

1 介護サービス情報の調査に係る手数料の額を次のとおり改定することとした。(別表関係)

区分	手数料の額 (一件につき) (括弧内は改正前)
① 訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護に係る調査	(二四、四〇〇円) 二〇、〇〇〇円
② 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護に係る調査	(二九、三〇〇円) 二四、二〇〇円
③ 訪問看護、指定療養通所介護又は介護予防訪問看護に係る調査	(二七、六〇〇円) 二三、一〇〇円
④ 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションに係る調査	(二四、二〇〇円) 一九、二〇〇円
⑤ 通所介護、指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係る調査	(二九、二〇〇円) 二四、一〇〇円
⑥ 通所リハビリテーション、指定療養通所介護又は介護予防通所リハビリテーションに係る調査	(三五、〇〇〇円) 二九、一〇〇円
⑦ 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護、介護	(四〇、二〇〇円) 三三、六〇〇円

福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る調査

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例(秋田県条例第五二号)

1 地震又は火災の発生時に自ら避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等(社会福祉法(昭和二十六年法律第四五号)第二条第二項第三号に規定する施設を除く。)において入所者等の安全の確保を図るため、これらの施設に関する耐震改修及びスプリンクラー設備の整備の促進に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる金額は、予算で定めることとした。(第二条関係)

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第三条関係)

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第四条関係)

5 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。(第五条関係)

6 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとする。知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関に保険事故が発生したときは、当該金融機関に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第六条関係)

7 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例(秋田県条例第五三号)

1 地域における自殺対策を緊急に強化し、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るため、県及び市町村が行うこれらに関する相談体制の整備、人材の養成、啓発活動等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県地域自殺対策緊急

2 二以上の介護サービス情報の調査に係る手数料の取扱いは、二以上の介護サービス情報の調査を行うこととした。(別表関係)

⑧ 短期入所療養介護(介護老人保健施設で行うものに限る。)、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設で行うものに限る。)に係る調査	(三六、一〇〇円) 三〇、一〇〇円
⑨ 短期入所療養介護(介護保険法施行規則(平成二十一年厚生省令第三六号。以下「省令」という。))第一四二条第二号又は第三号で定める施設で行うものに限る。)、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(省令第二二条の四第二号又は第三号で定める施設で行うものに限る。)に係る調査	(三七、二〇〇円) 三一、〇〇〇円
⑩ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る調査	(四一、六〇〇円) 三五、八〇〇円
⑪ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売に係る調査	(三三、八〇〇円) 二八、〇〇〇円
⑫ 居宅介護支援に係る調査	(二七、七〇〇円) 二二、八〇〇円
⑬ 小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る調査	二八、九〇〇円
⑭ 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る調査	二三、八〇〇円

強化臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる金額は、予算で定めることとした。(第二条関係)

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第三条関係)

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第四条関係)

5 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳入に繰り入れて運用することができることとした。(第五条関係)

6 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができることとする。知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関に保険事故が発生したときは、当該金融機関に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第六条関係)

7 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。  
(二) この条例は、平成二四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五四号)

1 秋田県北部男女共同参画センターの位置を大館市字大町二六番地に改めることとした。(第二条関係)

2 施行期日  
この条例は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。

◇秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五五号)

1 秋田県環境保全センターを使用する者から徴収する使用料の額を次のように引き上げることとした。(別表関係)

区分	改正前	改正後
燃え殻及び無	一〇〇キログラムに	一〇〇キログラムに

機性の汚泥 つき 八三〇円

廃発泡スチロール つき 五〇キログラムにつき 三、二〇〇円

紙くず及び繊維くず つき 一〇〇キログラムにつき 一、七〇〇円

木くず つき 一〇〇キログラムにつき 一、九七〇円

金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず つき 一〇〇キログラムにつき 七一〇円

コンクリートくず及びがれき類 つき 一〇〇キログラムにつき 六九〇円

廃石膏ボード つき 一〇〇キログラムにつき 八二〇円

つき 一〇〇キログラムにつき 一、五〇〇円

つき 一、五〇〇円

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。  
3 施行期日  
この条例は、平成二二年一月一日から施行することとした。

◇秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金条例(秋田県条例第五六号)

1 森林の整備及び木材産業の振興を図るため、市町村、森林組合等が行う森林の間伐及び作業路網の整備並びに木材の搬出、流通、加工及び利用等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる金額は、予算で定めることとした。(第二条関係)

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、又は最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することとした。(第三条関係)

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第四条関係)

5 知事は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は歳

入に繰り入れて運用することができることとした。(第五条関係)

6 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができることとする。知事は、基金に属する現金を預け入れ、又は信託している金融機関に保険事故が発生したときは、当該金融機関に対する借入債務と預金等に係る債権を相殺するために基金を処分することができることとした。(第六条関係)

7 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。  
(二) この条例は、平成二四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五七号)

1 懲戒免職処分を受けて退職をした者等に対し、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。(第一三条関係)

2 退職をした者に対しまだ退職手当が支給されていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられた等の一定の要件に該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。(第一三条関係)

3 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ退職手当が支給されていない場合において、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職処分等を受けるべき行為をしたと認められるときは、当該遺族に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。(第一三条関係)

5 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。  
(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五八号)

1 建築士法(昭和五五年法律第二〇二号)第四条第三項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の申請に係る手数料の額を一件につき一九、二〇〇円(現行一八、〇〇〇円)に改定

するとともに、免許証の書換え又は再交付の申請に係る手数料について一件につき五、九〇〇円を徴収することとした。(第二条関係)

2 建築士法第二六条の三第一項の規定により知事が指定する指定事務所登録機関が行う建築士事務所の登録に係る手数料は、当該指定事務所登録機関に納めなければならないこととし、その手数料は、当該機関の収入とすることとした。(第三条関係)

3 施行期日  
この条例は、平成二十二年一月一日から施行することとした。

◇秋田県証紙条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五九号)

1 引用している地方税法(昭和二十五年法律第二二六号)の条項を改めることとした。(第二条関係)

2 引用している秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二四号)の条項を改めることとした。(第三条関係)

3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六〇号)

1 教育長の退職手当に関し所要の規定の整備を行うこととした。(第三条及び第四条関係)

2 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 職員の退職手当に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
  - 二 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
  - 三 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
  - 四 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
  - 五 秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例
  - 六 秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例
  - 七 秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例
  - 八 秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例
  - 九 秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金条例
  - 十 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例
  - 十一 秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例
  - 十二 秋田県証紙条例の一部を改正する条例
  - 十三 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 平成二十一年七月十日

秋田県条例第四十八号

職員の退職手当に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条の五を第二条の六とし、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三を第二条の四とし、第二条の二中「第二条の五」を「第二条の六」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

秋田県知事 佐竹敬久

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第三条第二項中「退職した者」の下に「（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。）」を加える。

第五条の二第二項中「第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当することとなつたことにより退職したことがある場合における当該」を「第七条第七項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第十一号中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第十二号中「第七条の四第二項」を「第八条第二項」に改め、同項第十三号中「第七条の四第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改め、同項第十四号中「第七条の四第三項第二号」を「第八条第三項第二号」に改め、同項第十五号中「第七条の四第三項第三号」を「第八条第三項第三号」に改め、同項第十六号中「第七条の四第三項第四号」を「第八条第三項第四号」に改め、同項第十七号中「第七条の四第三項第五号」を「第八条第三項第五号」に改め、同項第十八号中「第七条の四第三項第六号」を「第八条第三項第六号」に改める。

第六条の四第一項中「第七条の四第七項」を「第八条第五項」に改め、同条第四項第一号中「その勤続期間が」を「のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のもの」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額  
 第六条の四第四項に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第六条の五第一項中「第二条の五」を「第二条の六」に改める。

第七条第三項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第五項第一号中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

第八条を削り、第七条の四の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条を第八条とする。

第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第十一条を次のように改める。

（定義）

第十一条 本条から第十八条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第十八条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関をいう。

ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有する機関をいう。

第十一条の二を削る。

第十二条を次のように改める。

（懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡

したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号又は第四号に該当する場合を除く。）をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十二条の二及び第十二条の三を削る。

第十五条を第二十一条とする。

第十四条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による退職手当については、第十八条の規定を準用する。

第十四条を第二十条とする。

第十三条の見出しを「（職員が退職した後引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条に次の二項を加える。

4 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定



定による退職手当は、支給しない。

5 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条を第十九条とする。

第十二条の次に次の六条を加える。

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止め処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十

七年法律第六十号)第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第二項から第四項までの規定は、支払差止処分について準用する。  
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第二項又は第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。

4 秋田県行政手続条例（平成八年秋田県条例第四号。以下「行政手続条例」という。）第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十二条第二項から第四項までの規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支

給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるときは、当該処分を受けたと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行うときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十二条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。  
（遺族の退職手当の返納）

第十六条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 前条第二項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。  
（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第

一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基つき納付する金額は、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十五条第二項、第四項及び第六項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（人事委員会の意見の聴取）

第十八条 退職手当管理機関は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならない。

2 人事委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、同項の処分について調査審議し、意見を述べるものとする。

3 前項の調査審議に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第六項中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

附則第二十五項中「により退職した者」の下に「（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を加える。

（知事等の給与および旅費に關する条例の一部改正）

第二条 知事等の給与および旅費に關する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項を次のように改める。

5 職員の退職手当に關する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第二条の二及び第十二条から第十八条まで（第十二条第四項（第十三条第十四項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項（第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、同条第五項並びに第十四条第三項を除く。）の規定は、知事等の退職手当に準用する。この場合において、第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当

管理機関（知事をいう。以下同じ。）と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「懲戒免職処分（罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。）を含む。以下同じ。）」と、同項第二号中「地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号又は第四号に該当する場合を除く。）」とあるのは「禁錮以上の刑に処せられて失職」と読み替えるものとする。  
第十条第六項を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の知事等の給与および旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

##### （職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正）

4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第三条第一項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに第七条の四」を「、第八条並びに第十九条第四項及び第五項」に改め、附則第七項中「第七条の四第四項」を「第十九条第四項」に改め、附則第八項、第十項、第二十八項及び第二十九項中「第二条の五」を「第二条の六」に改める。

6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条の五」を「第二条の六」に改め、附則第三項中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改める。

#### 秋田県条例第四十九号

##### 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改める。  
第二十五条第一項第一号中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、同年九月一日から施行する。

秋田県条例第五十号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第二十二第二号中「認定計画」を「法第三十一条の認定を受けた供給計画」に改める。

附 則

この条例は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

秋田県条例第五十一号

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号(一)中「又は」を「、夜間対応型訪問介護又は」に、「二万四千四百円」を「二万円」に改め、同号(二)中「二万九千三百円」を「二万四千二百円」に改め、同号(三)中「又は」を「、指定療養通所介護又は」に、「二万七千六百円」を「二万三千三百円」に改め、同号(四)中「二万四千二百円」を「二万九千二百円」に改め、同号(五)中「認知症対応型通所介護」を「指定療養通所介護、認知症対応型通所介護」に、「二万九千二百円」を「二万四千二百円」に改め、同号(六)中「又は」を「、指定療養通所介護又は」に、「三万五千元」を「二万九千円」に改め、同号(七)中「四万二百円」を「三万三千六百円」に改め、同号(八)中「三万六千円」を「三万円」に改め、同号(九)中「三万七千二百円」を「三万七千二百円」に改め、同号(十)中「四万六千六百円」を「三万五千八百円」に改め、同号(十一)中「三万三千八百円」を「二万八千円」に改め、同号(十二)中「二万七千七百円」を「二万二千八百円」に改め、同号に次のように加える。

(三) 小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係るもの

二万八千九百円

(四) 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係るもの

二万三千八百円



別表の備考第一号を次のように改める。

一 介護サービス情報の調査が第十五号(一)から(四)までの区分のいずれかの区分に掲げる二以上の介護サービスに係るものであるときは、一件とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第五十二号

##### 秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例

#### (設置)

第一条 地震又は火災の発生時に自ら避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第三号に規定する施設を除く。)において入所者等の安全の確保を図るため、これらの施設に関する耐震改修及びスプリンクラー設備の整備の促進に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### (積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

#### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

#### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

#### (処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農

水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第五十三号

秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例

（設置）

第一条 地域における自殺対策を緊急に強化し、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るため、県及び市町村が行うこれらに関する相談体制の整備、人材の養成、啓発活動等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。))として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。))に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。))が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。))と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

#### 秋田県条例第五十四号

秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

秋田県男女共同参画センター条例(平成十三年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県北部男女共同参画センターの項中「大館市字大町五十七番地」を「大館市字大町二十六番地」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

#### 秋田県条例第五十五号

秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例

秋田県環境保全センター条例(昭和五十一年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「無機性の汚泥、鉱さい及びダスト類」を「及び無機性の汚泥」に、「八三〇円」を「九九〇円」に改め、同表五の項中「三、二〇〇円」を「三、八四〇円」に改め、同表六の項中「一、七〇〇円」を「二、〇四〇円」に改め、同表七の項中「一、九七〇円」を「二、三六〇円」に改め、同表八の項中「七一〇円」を「八五〇円」に改め、同表九の項中「六九〇円」を「八二〇円」に改め、同表十の項中「八二〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同表に次の一項を加える。

十一 鉱さい及びダスト類

百キログラムにつき

八三〇円

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした秋田県環境保全センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田県条例第五十六号

秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金条例

(設置)

第一条 森林の整備及び木材産業の振興を図るため、市町村、森林組合等が行う森林の間伐及び作業路網の整備並びに木材の搬出、流通、加工及び利用等に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に

繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

#### 秋田県条例第五十七号

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条に次の四項を加える。

4 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号又は第四号に該当する場合を除く。）をした者

三 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十二条の規定により解雇された者

5 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者

(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、知事が定める基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第二項又は第三項の規定による懲戒免職の処分(次号において「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に前項第一号の懲戒免職の処分を受けなければならない行為又は同項第三号の解雇されるべき行為をしたと認められるとき。

6 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支給されていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

7 第一項から第三項まで及び第十四条の規定による退職手当については、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)第十八条の規定を準用する。

第十三条の九中「第十三条」の下に「(第五項及び第六項を除く。)」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の企業職員の給与の種類および基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

#### 秋田県条例第五十八号

秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五条第二項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付の申請

一件につき 五千九百円

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(手数料の納付先)

第三条 法第二十六条の三第一項の規定により知事が事務所登録等事務を行わせることとした者(以下この条において「指定事務所登録機関」という。)が行う建築士事務所の登録の申請をする者は、前条第三号に規定する手数料を指定事務所登録機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定事務所登録機関に納められた手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

#### 秋田県条例第五十九号

秋田県証紙条例の一部を改正する条例

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(証紙による収入の方法により徴収する歳入)

第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車取得税(地方税法第二百二十四条第一項の規定によって納付する自動車取得税(同法第三百三十条の規定による当該自動車取得税に係る延滞金を含む。))に限る。)、自動車税(同法第五百十一条第三項に定める自動車税をいう。))及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。

第三条中「第二百二十七条第三項及び第七十四条の七第四項」を「第一百一十一条第四項及び第二百二十七条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第六十号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第八条第一項」を「第二条の二」に、「第十二条の三」を「第十八条」に改める。

第四条中「第八条第三項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0182)八七六六  
FAX(0182)〇〇〇五  
E-mail:matsubar@matubarainst.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄